

令和3年宇治田原町議会運営委員会

令和3年6月16日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 令和3年第2回（6月）定例会について
○議事日程（第4号）について
- 日程第2 令和3年第3回（9月）定例会日程（予定）について
- 日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	9番	馬場	哉	委員
副委員長	7番	藤本	英樹	委員
	1番	浅田	晃弘	委員
	4番	山本	精	委員
	5番	山内	実貴子	委員
	12番	谷口	整	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下	康之	君
総務担当理事	奥谷	明	君
企画財政課長	村山	和弘	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野	里志	君
庶務係長	太田	智子	君

開 会 午前10時00分

○委員長（馬場 哉） 皆さん、おはようございます。

本日は議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の委員会は、令和3年第2回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ここで副町長より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は議会運営委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。馬場委員長、藤本副委員長のもと、各委員の皆さんには、大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

この6月の定例議会も3日に開催をいただきまして、そして、明日が、最終予定というようにお聞きをいたしておるところでございますけれども、この間に議会運営には、大変委員の皆さんにはお世話になったことを改めて厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

また、今年は、5月16日から新型コロナウイルスの予防接種を始めさせていただきました、お医者さんの都合もございまして、土曜日は昼から、日曜日は一日ということで、職員もフル回転しながら医療関係者の皆さんと予防接種の業務に当たっているところでございます、現在のところ、問題なく予防接種を受けていただいているというふうな状況でございます、所管の常任委員会でも接種の状況についてというご指摘をいただいたところでございますけれども、かなり予約率も高い状況で、一日も早く皆さん方にしっかりとした予防接種をしていきたいというふうに思っております。

ちょうどその16日には、それぞれの常任委員会で申し上げましたけれども、ちょうど宇治田原町でコロナの感染者が1人発生したということで報道もあったところでございますけれども、それから約ひと月、今現在のところ確認はいただいておりますけれども、関西においてもかなり感染者が低くなってきており、近隣では1人、2人というふうな状況ではありますけれども、まだ6月20日が一応緊急事態宣言の期間でござい

ます。これの後についてもやはりそうした感染者が出ない、そうした感染にならない、こういうことについても、町のほうからしっかりと訴えていきたいというふうに思っております。

そういった中で、今年は梅雨入りも早うございまして、宇治田原の町にも蛍が早くから飛び交っているというようなところでございます。そういう中で、今年は非常に蛍が夜空で輝いているような状況でございまして、コロナの時代ですので、蛍の看板を今まで啓発してまいりましたけれども、それによってたくさんの方が集まられるということも避けなければならないというような苦慮もしてきたわけでございますけれども、住民の皆さんが蛍を見ていただくのも結構やけれども、それ以外に、やはり来られた車が道路に止まっていて非常に交通安全、心配や、あるいはまた、せつかくの蛍をいじめないでと、そういうような声も町のほうにいただいておりますので、感染リスクを減らす対策も大事ですし、また蛍という宇治田原町の風物詩もこれも大事やと、そういう面も含めながら夜空の蛍をみんなで見守っていただきたいと。それによって、こうして来られる方々については、交通安全、無謀な駐車をやめるとか、こういうこともしっかりとやっていただきたいなというふうに思っているところでございます。

そういった中で、今年は梅雨入りも早い中におきまして、先週は非常に猛暑日が続いて、熱中症もお気をつけくださいというように申し上げてまいりましたけれども、今週になって、ほんまにこの梅雨らしい天候になってじめじめしているわけでございますけれども、こういったときこそ、体が非常に体調を崩しやすいという時期でもございますので、コロナの感染予防、また熱中症、それと併せてこういう時期ですので、食中毒ということで、非常に心配するような時期でもございますけれども、町としても住民の皆さんにしっかりとしたいろんな角度から安心・安全をしっかりと伝えていきたいというふうに思っております。

また、これからも雨の時期でもございますので、防災面にも目をしっかり光らせながら、対応していきたいというふうに思っております。

そういった中で、議会運営においては、いろんな角度から対応いただきまして、心から感謝を申し上げますとともに、皆さん方のますますのご活躍をご祈念申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

これより議事に入ります。

日程第1、令和3年第2回（6月）定例会についてを議題といたします。

議事日程第4号について、事務局から説明を願います。矢野事務局長。

○議会事務局長（矢野里志） 改めましておはようございます。

それでは、お手元に配付させていただいております、令和3年第2回宇治田原町議会定例会議事日程（第4号）についてご説明をさせていただきたいと思っております。

令和3年6月17日木曜日、明日午前10時が開議でございます。

5月27日の議会運営委員会で委員長のほうからありましたように、当日は午前10時から約1分程度、全国瞬時警報システム（Jアラート）緊急地震速報訓練及びシェイクアウト訓練が実施される予定となっております。訓練の内容につきましては、後ほど、日程第3、その他のところで奥谷理事より説明があるかというふうに思います。

日程第1から日程第3、議案第37号、議案第38号、議案第40号の3議案につきましては、総務建設常任委員会へ付託を行っておりますことから、藤本委員長より委員長報告後、委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、それぞれの議案について順次、討論、採決を予定させていただいております。なお、討論の申し出はございませんでした。

次に、日程第4、議案第36号、補正予算第1号につきましては、予算特別委員会へ付託を行っておりますことから、馬場委員長より委員長報告後、委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、議案について討論、採決を予定させていただいております。議案第36号、一般会計補正予算第1号につきましても討論の申し出はございませんでした。

日程第5、議員派遣につきましては、お手元に資料を配付させていただいておりますが、1件目、7月27日に開催をされます京都府町村議会新任議員研修会に宇佐美議員、上野議員、榎木議員、今西議員を議員派遣するもの、2件目、8月6日に開催をされます議会広報編集正副委員長研修会に山本議員と宇佐美議員を議員派遣するものでございまして、会議規則第129条の規定により議会の議決で決定するものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の対応としまして、今後方向性が見直しがあるかもしれませんが、現時点では開催する方向でありますことから、派遣予定として議会の議決を求めるものでございます。

日程第6につきましては、閉会中の継続調査の申し出でございますが、従来どおり議会運営委員会、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、重大事件等調査特別委員会、議会活性化特別委員会、広報編集委員会の6委員会からの継続調査の申し出を提出いた

だく予定としておりますので、日程第6の議事日程に上げさせていただきたいというふうに考えております。

議事日程第4号につきましては以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 特にないようですので、議事日程第4号について終わります。

日程第2、令和3年第3回（9月）定例会日程（予定）についてを議題といたします。先に私のほうからご提案をさせていただきます。

資料の3ページの9月定例会日程表をご覧くださいと思います。

読み上げさせていただきます。

8月30日月曜日に議会運営委員会、31日から9月1日につきましては、一般質問の受付でございます。9月6日、定例会の開会でございます。終了後、全員協議会の開催を予定しております。再開日につきましては、9月9日木曜日、一般質問、10日、再開日、一般質問予備日でございます。9月13日月曜日が予算特別委員会、14日火曜日が総務建設常任委員会、15日水曜日が文教厚生常任委員会でございます。16日木曜日に再開日を予定しております。17日金曜日に決算特別委員会、休みを挟みまして、21日、22日、24日、この3日間につきましても決算特別委員会を予定しております。21日は特別委員会の審査、それから22日は現地の審査、24日につきましては、決算特別委員会の総括審査を予定しております。28日火曜日が議会運営委員会、29日水曜日が再開日でございます。閉会予定でありますけれども、閉会後に全員協議会、広報編集委員会を予定しております。

ただいま提案いたしました日程について質疑等ございましたら、ご発言願います。ございませんでしょうか。山下副町長。

○副町長（山下康之） 町のほうからお願いでございますけれども、固定資産の評価審査委員会の委員さんが3名おられまして、この方の任期が10月12日で満了いたしますので、9月議会にその3名の方の任期の満了に伴いまして議会のほうの議決をいただきたいために、9月議会にご提案を申し上げたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 今の副町長の発言ございましたけれども、何か委員からご質問がありましたら。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 特にないようですので、これをご了承願ひ、9月の議会運営委員会で正式決定していきたいと思ひます。

日程第3、その他、この際、何かございましたら、発言を願ひます。奥谷理事。

○総務担当理事(奥谷 明) 失礼いたします。それでは、私のほうから2点ほどご説明並びに願ひ申し上げたいと存じます。

まず、1点でございますけれども、先ほど明日の議事日程のご説明がありました、そこでもありましたように、明日午前10時から全国一斉にJアラート訓練、要は、緊急地震速報訓練が行われます。併せまして、シェイクアウト訓練の呼びかけもさせていただきたいということで、議員の皆様方におかれましてもご協力いただければということをお願いでございます。当日の流れを簡単に申し上げますと、10時の3分前、9時57分頃にまず庁内館内放送を入れさせていただきます。本日は、要は訓練の実施日ですということ、この後10時に緊急速報の放送が流れますので、それに合わせてシェイクアウト訓練を行います。

この訓練というのは、まず、低く頭を守り動かないというようなこの3つの安全確保をしていただくもので、報知音を合図に机の下に隠れるなど可能な範囲でご参加を願ひしますというような館内放送を流させていただきます。そして、10時になりましたら、告知システムのほうから「大地震です、大地震です」というのが3回流れます。これが流れましたら、恐れ入りますが、皆様方は多分もう10時でございますので、議場にお集まりの時間だと思ひます。各自席の下等にちょっと身を低くして約1分入っていただく、そういうような訓練を庁舎内併せて議場のほうでも願ひできればと考えておりますので、ご協力賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

それと、もう一点でございますが、最終日の明日、全員協議会のほうでの報告案件等は予定しておりませんので、今のところ報告案件なしということで予定しております。以上でございます。

○委員長(馬場 哉) 17日閉会日につきましては、行政側からの報告案件がないということですので、全員協議会の開催の必要がございません。委員から何かございましたら、対応いたしますが、いかがでしょうか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ないようですので、明日の閉会後は、全員協議会を開催しないことといたします。

次期定例会、9月の日程配付につきましては、議員のレターケースに入れさせていただきたいと思います。

なお、明日の本会議閉会後は、議会活性化特別委員会を開催しますので、よろしくお願いをいたします。

次に、常任委員会におけるその他の取り扱いについて議会申し合わせ事項で定めておりますが、その取り扱いについて資料のとおり一定整理を行いましたので、ご意見をお伺いしたいと思います。矢野事務局長。

○議会事務局長（矢野里志） そうしましたら、常任委員会におけるその他の取扱いについてということで資料のほうを用意させていただいておりますので、ご覧をいただきたいというふうに思います。

まず、常任委員会におけるその他の取扱いについて議会の申し合わせ事項ということで、1番で決めさせていただいております。申し合わせ事項と言いますが、常任委員会においてその他での質問は行わない。案件がある場合は、委員会が開催される1週間前、事前レクまでに委員長もしくは事務局へ所管事項報告として申し出る。緊急の場合はこの限りではないということで、平成28年の12月20日の全員協議会で申し合わせをされたものでございます。この申し合わせがされた経過と申しますのは、その他の欄で急に議員さんの方がいろんな質問をした際に当局側の準備ができていないこと、また、資料が必要な場合があること、また、その質問の内容を委員長、副委員長も事前に把握する必要があるというようなことから1週間前の申し合わせのルールができたところでございます。

その後において、例えば、総務建設常任委員会において、日程に掲げるその他というのは一番最後になりますので、建設事業関係の当局側しか出席をしておりません。例えば、総務関係への何か質問があったときに、総務関係の当局側は退席をされておりますので、質問ができない。また、文教厚生常任委員会においても、日程に掲げるその他の時点では教育委員会関係者のみが出席しておりまして、健康福祉関係への何かその他、簡易な質問ができないというようなことがあります。

こういったことから、例えば、総務建設常任委員会では総務関係の議事日程の後に、その他の日程には記載をしていない総務関係のその他の発言の機会があり、同じく職員を入れ替えて、建設事業の関係でも日程には記載していない建設事業関係のその他の発言の機会を設けている状況であります。それはもう文教厚生常任委員会でも同じであります。そして、最後に全体を通じて日程に掲げるその他の発言の機会があるというのが

その後の状況であります。

2番、課題として上げさせていただいておりますのは、この申し合わせ事項に記載をしていますその他というのが、議事日程に掲げるその他として規定をしたものでありますけれども、その後に所管事項ごとの日程には規定していないその他の発言の機会を設けたことによりまして、当局出席者ごとのその他なのか、ちょっとその他の取り扱いが曖昧であるというような課題がこの間ございましたので、今後の取り扱いということで3番目のほうでまとめさせていただいております。

所管事項報告後の日程には記載をしていない当局出席者ごとのその他については、所管事項報告とするような内容や資料提出が必要な内容のものは、引き続き1週間前の申し合わせのルールとします。所管事項報告として掲げるほどのものでもなく、委員会の開催までに当局と事前調整ができており、かつ事前に委員長に報告のあったものについては、1週間前の申し合わせのルールとしないということで、今後の取扱いのほうを定めさせていただいております。

また、日程に掲げるその他については、委員会における視察研修とか、意見交換会の開催など行政に関係のないものということで日程に掲げるその他については、引き続き上げていくというような形でその他の取扱いについて整理をさせていただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりました。委員から何かご意見ございませんか。ないですか。山内委員。

○委員（山内実貴子） これはもうこの議運の中だけで話しして、あと、ほかの委員さんにはどのように周知しますか。

○議会事務局長（矢野里志） 本日、調整ができましたら、協議が終わりましたら、明日の活性化特別委員会で周知をしないと、全議員に。

○委員長（馬場 哉） ほかにございませんか。谷口議長。

○議長（谷口 整） 今回、整理をしようということは、2つの課題があったということですよね。まず、1週間前ルールの確認と、もう一つはその他の扱いという2本一緒に今回整理をされるようなんですけれども、これ28年に申し合わせで一定、この扱いを確認したんですけれども、特段、このことによって何かいろいろ支障があったんでしょうか、今回整理をされるということは。

○委員長（馬場 哉） 今の点ですけれども、今議会からいわゆる新しい議員さんが入られて、その他の取り扱いについて新しい議員さんに周知ができていなかった点がありま

して、先般の委員会等々でも委員からその他の扱いにしなければならないような部分の質問があったり、当局側の資料を間に合わせることができないような質問がある場合が見受けられましたので、再度確認という意味で、明日の議会活性化委員会で全員に周知をするというところでございます。谷口議長。

○議長（谷口 整） その周知ができていて、できていないと、申し合わせを変更しようというのは、ちょっと意味が違うと思うねんけれども、そこらはどうなんですか。

○委員長（馬場 哉） 特に申し合わせの変更はないです。

○議長（谷口 整） だから、要は変更じゃなく、そうしたら追加で、事前調整ができてあって委員長に報告があったものについては、1週間前の申し合わせルールは適用しないと、こういうことやね。これを追加することやね。

○委員長（馬場 哉） ちょっとここは申し合わせに説明の部分を加えるという、詳しく説明するという。申し合わせにつきましては、特に明文化されているものでもございませぬので、議員に周知をするためにこういう説明文を明日資料で配付して、当日、明日ですけれども、議会活性化委員会で委員のほうからこういう場合はどうするんですかという質問に対しては、明日の議会活性化委員会で適時対応をしていきたいと、説明もさせていただきます。

○議長（谷口 整） ちょっと何をしようとしているのかももう一つよく分からへん。

○委員長（馬場 哉） 上の四角の部分は変更しないんです。ここを変えるんやったら、ちょっと手続きが要るんですけれども、そのための説明の文を追加して、説明するためにこの文章を作りましたので、この上の四角の部分の周知徹底するために全議員さんにしっかりとこの間の申し合わせについて、また経過について明日説明をさせていただいて、確認を取らせていただきたいというところでございます。特に、以前、前議会からその取り扱いの内容が変わるというものではないという結論です。

○議長（谷口 整） 何かもう一つよく分からない。

○委員長（馬場 哉） そうですか。説明の仕方悪いですか。

○議長（谷口 整） よう分からへんねんけども、要は、これ4年余り前に、当時、その他でいろいろと発言があって、町当局のほうがいきなり出てきても困るやろなというようなことで、決して発言を封じようとしているわけではなく、委員会運営がうまくいくために、事前にちょっとやっぱりその場で即、答えられへんような数字が要るだとかについては、一言、委員長なりに声かけておいてもらって、ほんでまた担当課と調整をしておいてほしいということで始めた、これ申し合わせですよ。

かと言うて、その1週間前にこだわると、緊急のときどうするんやということで、緊急の場合はこの限りではないというのも含めて、当然、自由に発言はしてもろうたらええんけども、委員会運営をスムーズに進めるための申し合わせがこれやったんで、今回、それに加えて、要は、別に1週間前違うても、委員会の開催までに、事前に調整さえしておいたら、当日、これ調整しておいたし、発言しますということでもええということをおき付け加えたいと、こういうことなんです。

ついては、委員長には始まる直前の場合やったら、直前に委員長にこれ発言しますというのを言うたらええという、そういうことなんです。言わんとしていることは分かりました。別にそのこと自体は、先ほど言うたように、議員の発言は、それは当然、自由にできるんで、そこを規制しようというつもりもないんで、取りあえず、これを加えるということなら、それはそれで分かりました。

○委員長（馬場 哉） 今、いわゆる四角で線囲いにしてある部分の中の先ほどから谷口委員もおっしゃってくださっています緊急の場合というところ辺の扱いになるかと思うんですけども、1週間前で協議して、当局側と調整できんねんやったら、それは調整をしていただいたらいいし、ここに書いてある緊急というのは、あくまでも今日、明日にでもやっていかんなんという具合の緊急のことですので、それについては、1週間以前までにきっちり調整していきなさいというのはもう無理です。

だから、1週間以内で調整できるものであれば、その他で発言は今までも我々議員もしていたように覚えていますので、そこは当然ながら現議員さんといえますか、以前からやっつけてくださっている議員さんは周知できているんですけども、新しい議員さんにはちょっと周知が足りない部分もあったかというふうに思うので、しっかりとこの部分について説明をさせていただくということで。

○議長（谷口 整） 結論から言えば、この申し合わせを変更したらええの違うの。申し合わせを変更しないと言うからおかしいんで、要は、1週間前というのを、こんな1週間前にこだわる必要ないんです。これの趣旨というのは、委員長が先ほど言うたように、委員会運営上、支障がない、なおかつまた当局側も困らない。ところが、開会までに一定調整ができ、委員長が承知をしておれば、そんでええことなんで、1週間前と書くから、こういうことになるの違うかなと、そのことをさっきから聞いていたんですけども。だから、むしろ申し合わせを変更したらええと思うねんけども、そういう発想にはならへんのかな。

○委員長（馬場 哉） ちょっとそこはなっていなかったです、私も。

○議長（谷口 整） 1週間前にこだわるからそういうことになるわけやろ、まずは。要は、先ほど言うているように、これの趣旨というのはそういうことなんや。委員長が困らへん、また町当局も困らへん。委員会運営がスムーズに行く。そのために事前に一定調整はしておいてください。委員長の耳には入れておいてくださいよと。全く知らん状態で質問されても町も困るやろうしということやったんで。

○委員長（馬場 哉） いろいろ事務局長とも協議したんですけれども、行政側の準備等々で、やっぱり1週間は必要なんかなという話には至ったんですけれども、2人の話ではですよ。

（「一応、所管事項に上げれば」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） そやな。所管事項に上げれば、そのとおりです。

○議長（谷口 整） 上げへんことはその他やさけに、別に。その他やさけ。

繰り返すけれども、これの趣旨、今後の取り扱い見ていたら、委員会開催までに当局と事前調整ができ、かつ委員長に報告があったものについては、1週間前の申し合わせルールとしないと言うているさけね。全くそういうことやと思うねんけども、事前レクでいろいろ確認せんなんほどのことならば、その他違って、委員長の判断で議事日程に上げるべきなんです、報告してもらうべきなんです。だから、そこはもうちょっと柔軟に、せっかくやるんやったら柔軟にやったらええと思うねけれども。あんまり、4年前にも別に。

○委員長（馬場 哉） よろしいですか、ちょっと、山内委員。

○委員（山内実貴子） すみません。そうですね、この議題がその他の扱いについてということになってしまっているんで、ちょっとそういうことが起こるんですね。だから、要するに、1週間前のレクまでに委員長もしくは事務局へというのは、やっぱり所管事項報告として上げていただきたい案件がある場合にはということなので、その他ということではないですね。そういうふうな考え方かなと。

○委員長（馬場 哉） その判断は委員長がするんですね。

○委員（山内実貴子） はい。

○議長（谷口 整） 確かそういう趣旨でやっていたと思うんです。そういう趣旨でやっていたやつを何かがんじがらめになってしまって、その他の扱いが1週間前に。

○委員長（馬場 哉） 休憩して話しますね。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時44分

○委員長（馬場 哉） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

明日の議会活性化委員会におきまして、委員の皆様には常任委員会におけるその他の取り扱いについては、ここに記載しております四角囲みの申し合わせ事項については、変更をしないで、それに対しての説明、また今後の取り扱いについての説明をこの資料をもって説明をして、全議員さんに周知をしていくということを、明日、議会活性化委員会で行いたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

次に、定例会の一般質問についてですが、3月定例会、6月定例会と試行的に回数制限の撤廃と概ね40分の時間制を実施してまいりました。各議員ごとの時間と回数については、お手元の資料でございますので、これにつきましては、私が説明をさせていただきます。

一般質問答弁編の資料をご覧いただきたいと思います。

3月の一般質問でございますけれども、概ね40分という時間制限を超えたのは、今西議員の42分、お一人でございました。あと、今まで取り決めをしておりました1つの質問に対して3回という回数制限の点ですけれども、この回数制限を超えたのは、森山議員の4回と私、馬場哉の5回でございました。3月の定例会の一般質問については以上でございます。

資料をめぐっていただいて、6月、今議会の一般質問についてでございます。

時間制限の40分を超えた方はいらっしゃいませんでした。それと、あと、回数制限の3回の件ですけれども、超えたのは、私、馬場哉の5回でございました。

以上で、一般質問について資料を基にご覧いただきました。これにつきましては、9月の定例会の正式実施に向けて、明日の議会活性化特別委員会で協議を行いたいと考えておりますが、これについて何かご意見ございませんでしょうか。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、それでは、明日の特別委員会で協議を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか、何か。

（発言する者なし）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、これをもちまして議会運営委員会を

閉会いたします。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午前10時47分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 馬 場 哉